

館山市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び館山市景観条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第12条第1項又は第2項の規定により協議をしようとする者は、景観計画区域内行為事前協議書（別記第1号様式）に、次に掲げる図書のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 景観形成基準対応書（別記第2号様式）

(2) 別表第1の左欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の中欄に掲げる図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

3 条例第12条第3項に規定する協議結果の通知は、景観計画区域内行為事前協議終了通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(指導)

第3条 条例第13条の規定による指導は、景観計画区域内行為に対する指導書（別記第4号様式）により行うものとする。

(行為の届出等)

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（別記第5号様式）により行わなければならない。

2 法第16条第2項の届出は、景観計画区域内行為変更届出書（別記第6号様式）により行わなければならない。

3 前2項の届出書を提出する者は、次に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

(1) 景観形成基準対応書（別記第2号様式）

(2) 別表第1の左欄に掲げる行為の種類に応じ、同表の中欄に掲げる図書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(適用除外)

第5条 条例第10条第2号の規則で定める規模は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為については、別表第2に掲げる規模とする。
- (2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為については、別表第3左欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表右欄に掲げる規模とする。
- (3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為については、別表第4に掲げる規模とする。
- (4) 法第16条第1項第4号に掲げる行為については、別表第5に掲げる規模とする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第6条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第16条第5項後段の規定による通知に係る事項を変更しようとするときは、景観計画区域内行為変更通知書（別記第8号様式）によりその旨を市長に通知するものとする。

3 前2項の通知の添付書類については、第4条第3項の規定を準用する。

(適合通知)

第7条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、景観計画区域内行為適合通知書（別記第9号様式）により、当該届出を行った者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項の期間を短縮したときは、景観計画区域内行為適合通知書（別記第9号様式）により、その旨を合わせて通知するものとする。

(行為完了等の報告)

第8条 条例第16条の規定による報告は、景観計画区域内行為完了（中止）報告書（別記第10号様式）により行わなければならない。

(勧告)

第9条 条例第14条第1項の規定による勧告は、勧告書（別記第11号様式）により行うものとする。

(変更命令及び原状回復等命令)

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、変更等命令書（別記第12号様式）により行うものとする。

(期間の延長通知)

第11条 法第17条第4項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為着手制限の期間延長通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案)

第12条 法第20条第1項又は第2項及び第29条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要建造物等指定提案書(別記第14号様式)により、行わなければならない。

(景観重要建造物等として指定しない旨の通知)

第13条 法第20条第3項又は法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等に指定しない旨の通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第14条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物等の標識)

第15条 法第21条第2項又は法第30条第2項の標識(以下「標識」という。)は、景観重要建造物等の良好な景観を損なわない意匠とするとともに、容易に確認できる位置に設置するものとする。

2 標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物等の指定の年月日及び指定番号
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(景観重要建造物等の現状変更の許可)

第16条 法第22条第1項又は法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物等現状変更許可申請書(別記第17号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項又は第31条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物等現状変更許可通知書(別記第18号様式)により、許可しないときは景観重要建造物等現状変更不許可通知書(別記第19号様式)により申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除)

第17条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(別記第20号様式)により行うものとする。

(条例第18条第4号に規定する規則で定める事項)

第18条 条例第18条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物を損傷するおそれのある樹木は、市長と協議して伐採等を行うこと。
- (2) 点検については、1年に1回以上実施するとともに、その結果を景観重要建造物等点検報

告書（別記第21号様式）により市長に報告すること。

（条例第20条第4号に規定する規則で定める事項）

第19条 条例第20条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、市長と協議して滅失又は枯死を防ぐこと。
- （2） 点検については、1年に1回以上実施するとともに、その結果を景観重要建造物等点検報告書（別記第21号様式）により市長に報告すること。

（所有者等の変更の届出）

第20条 条例第22条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者等変更届出書（別記第22号様式）により行わなければならない。

（景観まちづくり団体の要件）

第21条 条例第25条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 構成員が10名以上であること。
- （2） 規約、会則等を有していること。
- （3） 法令に違反する活動を行っていないこと。
- （4） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
- （5） 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
- （6） 専ら営利を目的とした活動を行っていないこと。

（景観まちづくり団体の申請）

第22条 条例第25条第2項の規定による申請を行うものは、景観まちづくり団体認定申請書（別記第23号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 当該団体の規約又はこれに準ずるもの
- （2） 当該団体の役員及び構成員の名簿
- （3） 活動計画書
- （4） 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（景観まちづくり団体の認定・不認定通知）

第23条 条例第25条第4項の規定による通知は、景観まちづくり団体認定・不認定通知書（別記第24号様式）により行うものとする。

（景観まちづくり団体の認定の取消通知）

第24条 条例第25条第5項の規定による取消しをした場合は、景観まちづくり団体認定取消通知書

(別記第25号様式)により通知を行うものとする。

(館山市景観審議会の組織)

第25条 条例第27条に規定する館山市景観審議会（以下「景観審議会」という。）に会長1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(景観審議会の会議)

第26条 景観審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 景観審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 景観審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 条例第27条第4項第3号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、当該委員が所属する行政機関においてその者を代理し、又は補佐する者に代理させることができる。

5 景観審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(景観審議会の庶務)

第27条 景観審議会の庶務は、建設環境部都市計画課において処理する。

(景観審議会の運営)

第28条 この規則に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

(館山市景観アドバイザーの助言の方法)

第29条 条例第28条に規定する館山市景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）は、書面により市長に助言を行うものとする。

(景観アドバイザーの守秘義務)

第30条 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(景観アドバイザーの解職)

第31条 市長は、景観アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 辞職を申し出たとき。
- (2) 職務の遂行に支障があると市長が認めるとき。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条に規定する協議その他の準備行為は、この規則の施行日前においても、これを行うことができる。

別表第1 (第2条第1項第2号及び第4条第3項第2号)

行為の種類	図書	備考
建築物の建築等 (法第16条第1項第1号に掲げる行為のうち、建築物の新築、増築、改築又は移転)	位置図 (縮尺 1 / 2500以上) 【省令第1条第2項第1号イに掲げる図書】	行為地の場所が分かるもの
	現況カラー写真 【省令第1条第2項第1号ロに掲げる図書】	敷地及び敷地周辺の現況が分かる写真 (複数方向)
	配置図 (外構図) (縮尺 1 / 100以上) 【省令第1条第2項第1号ハに掲げる図書】	縮尺, 方位, 寸法, 敷地の境界線, 届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員, 植栽樹木的位置, 樹種, 樹高及び本数, 張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料, 写真の撮影位置が分かるもの
	各階平面図 【省令第1条第2項第3号に掲げる図書】	縮尺, 方位, 寸法, 間取及び用途を記載したもの

	<p>各面の立面図（彩色が施されたもの）（縮尺 1 / 50以上）</p> <p>【省令第 1 条第 2 項第 1 号ニに掲げる図書】</p>	<p>縮尺，高さ，主要部分の寸法，開口部及び付属施設の位置並びに形状，仕上げ材料，色彩（マンセル値を記載すること。）並びに着色する部分の寸法，面積及び外壁面積における割合が分かるもの</p>
	<p>屋根伏図</p> <p>【省令第 1 条第 2 項第 3 号に掲げる図書】</p>	<p>縮尺，方位，主要部分の寸法，付属施設の位置及び形状，仕上げ材料，色彩（マンセル値を記載すること。）が分かるもの</p>
<p>建築物の修繕等</p> <p>（法第16条第 1 項第 1 号に掲げる行為のうち，建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）</p>	<p>位置図（縮尺 1 / 2500以上）</p> <p>【省令第 1 条第 2 項第 1 号イに掲げる図書】</p>	<p>行為地の場所が分かるもの</p>
	<p>現況カラー写真</p> <p>【省令第 1 条第 2 項第 1 号ロに掲げる図書】</p>	<p>敷地及び敷地周辺の現況が分かる写真（複数方向）</p>
	<p>配置図（外構図）</p> <p>（縮尺 1 / 100以上）</p> <p>【省令第 1 条第 2 項第 1 号ハに掲げる図書】</p>	<p>縮尺，方位，寸法，敷地の境界線，届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員，植栽樹木的位置，樹種，樹高及び本数，張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料，写真の撮影位置が分かるもの</p>
	<p>各面の立面図（彩色が施されたもの）（縮尺 1 / 50以上）</p> <p>【省令第 1 条第 2 項第 1 号ニに掲げる図書】</p>	<p>縮尺，高さ，主要部分の寸法，開口部及び付属施設の位置並びに形状，仕上げ材料，色彩（マンセル値を記載すること。）並</p>

		びに着色する部分の寸法，面積及び外壁面積における割合が分かるもので，変更箇所が明示されたもの
<p>工作物の設置 (法第16条第1項第2号に掲げる行為)</p>	<p>位置図（縮尺1／2500以上） 【省令第1条第2項第1号イに掲げる図書】</p>	行為地の場所が分かるもの
	<p>現況カラー写真 【省令第1条第2項第1号ロに掲げる図書】</p>	敷地及び敷地周辺の現況が分かる写真（複数方向）
	<p>配置図（外構図） (縮尺1／100以上) 【省令第1条第2項第1号ハに掲げる図書】</p>	縮尺，方位，寸法，敷地の境界線，届出に係る工作物と他の工作物の別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員，植栽樹木的位置，樹種，樹高及び本数，張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料，写真の撮影位置が分かるもの
	<p>平面図 【省令第1条第2項第3号に掲げる図書】</p>	縮尺，方位及び寸法を記載したもの
	<p>各面の立面図（彩色が施されたもの）（縮尺1／50以上） 【省令第1条第2項第1号ニに掲げる図書】</p>	全面の立面図で仕上げ方法（材質）及び色彩（マンセル値を記載すること。）を明示したもの
<p>開発行為 (法第16条第1項第3号に掲げる行為)</p>	<p>位置図（縮尺1／2500以上） 【省令第1条第2項第2号イに掲げる図書】</p>	行為地の場所が分かるもの
	<p>現況カラー写真</p>	敷地及び敷地周辺の現況が分かるもの

	【省令第1条第2項第2号ロに掲げる図書】	る写真（複数方向）
	現況図 【省令第1条第2項第2号ハに掲げる図書】	縮尺，方位，付近の土地利用状況，隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域，写真の撮影位置及び方向が分かるもの
	計画図 【省令第1条第2項第2号ハに掲げる図書】	縮尺，方位，行為後の法面又は擁壁その他の構造物の位置，種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画が分かるもの
	縦横断図 【省令第1条第2項第2号ハに掲げる図書】	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積 (法第16条第1項第4号の規定により，条例第9条第3項に定める行為)	位置図（縮尺1/2500以上）	行為地の場所が分かるもの
	現況カラー写真	敷地及び敷地周辺の現況が分かる写真（複数方向）
	配置図	縮尺，方位，寸法，敷地の境界線及び堆積物の位置を示したものの
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図

別表第2（第5条第1号）

区分	届出を要しない行為の規模
条例第23条第1項の規定による景観形成重点地区を除く景観計画区域	建築物の高さが10メートル以下で，かつ建築面積が500平方メートル以下

別表第3（第5条第2号）

工作物の種類	届出を要しない行為の規模
煙突	工作物の高さが6メートル以下

鉄柱・コンクリート柱・鉄塔・木柱	工作物の高さが15メートル以下
太陽光発電施設	築造面積が500平方メートル以下
風力発電施設	工作物の高さが10メートル以下
上記以外の工作物	すべて

別表第4（第5条第3号）

届出を要しない行為の規模
開発区域の面積が1,000平方メートル未満

別表第5（第5条第4号）

届出を要しない行為の規模
堆積区域の面積が500平方メートル未満
道路その他の公共の場から容易に望見できないもの
堆積期間が3か月未満のもの